

インフォメーション

令和元年 9 月 1 日
税理士松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

「消費税改正 軽減税率」について・・・食料品などは 8% (軽減税率)

令和元年 10 月 1 日より消費税率引き上げに伴い軽減税率制度が実施されます。
軽減税率の対象品目の売上や仕入（経費）がある業者は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した区分記載請求書等の発行や記帳などの区分経理を行う必要があることはインフォメーション 500 号にてお知らせしたとおりです。
では、軽減税率の対象となるものはどのようなもののでしょうか？今回は軽減税率についてお知らせしたいと思います。

(1) 軽減税率の対象となるもの

- ① **飲食料品**…食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の要件を満たす一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
② **新聞**…一致の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週 2 回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくもの

【飲食料品】

品目	軽減税率
飲食料品	あり 8%
テイクアウト・宅配・出前	あり 8%
酒類	なし 10%
外食（食事の提供）	なし 10%
ケータリング	なし 10%
医薬品・医薬部外品	なし 10%

(2) 軽減税率のケースバイケース

水の販売	8%・10%	ミネラルウォーターなど飲料は 8%・水道水は原則 10%
みりん・料理酒	8%・10%	みりんは酒類に該当し 10%・料理酒、みりん風調味料は酒類に該当しないため 8%
特定保健用食品など	8%	特定保健用食品は医薬品に該当しないため 8%、健康食品などで医薬品に該当しないものも 8%
イートインスペースでの飲食	10%	食事の提供に該当し 10% 店内で飲食せずテイクアウトの場合は 8%
高価な容器に盛り付けられた洋菓子	10% (8%)	一体資産に該当し①税抜価額 1 万円以下及び②食品に係る部分の金額が 2/3 以上 の場合は 8%
ペットフード	10%	人の飲食に供されるものではないため「食品」に該当しないため 10%